

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	3	府 省 庁 名	復興庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省
対象税目	<u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	福島国際研究教育機構への寄附に係る税制措置		
要望内容（概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 福島国際研究教育機構の設立（令和5年4月予定。以下「機構」という。）に伴い、機構に対する個人・法人からの寄附金について、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ・ 特例措置の内容 機構への個人・法人からの寄附金について、以下の税制上の特例措置を設ける。 ・ 寄附金を支出した場合に、一定額を所得割から控除（個人住民税） ・ 寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人住民税、事業税）		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号（法人住民税）、第37条の2第1項第2号（個人住民税）、第72条の23第1項（事業税）、第292条第1項第3号（法人住民税）、第314条の7第1項第3号（個人住民税）、地方税法施行令第21条の3第1項（事業税）		
減収見込額	[初年度] ▲0.4 （ — ） [平年度] ▲0.4 （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（1）政策目的 新たに設立される機構は、福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行い、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するものである。 本要望は、機構への寄附に対して税制上の優遇措置を講じることにより法人等からの寄附を促進し、研究開発等に必要な資金収入の確保を図るとともに、研究開発等を通じて新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。 （2）施策の必要性 「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）において、国内外に誇れる研究開発を実施し、その研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成を実施する機構は、福島の創造的復興に不可欠な拠点となることから、機構が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計による予算措置の終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることが定められた。また、同基本構想においては、機構は寄附金の受入れ等を活用して、財源の確保に取り組むことも定められている。 このように機構が寄附金等の外部資金を積極的に獲得し、研究開発等に必要な資金を確保することは非常に重要であることから、機構に対する法人や個人からの寄附を一層促すため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
	政策の達成目標	令和5年4月に機構を設立し、原子力災害からの福島復興及び再生に寄与するため、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、新産業創出等研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに新産業創出等研究開発に係る人材の育成及び確保等の業務を総合的に行う。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
	同上の期間中の達成目標	新産業創出等研究開発基本計画（令和4年8月26日策定）に基づく、研究開発等の実施。
	政策目標の達成状況	令和4年6月17日 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 施行 《今後の予定》 令和5年4月 機構の設立
有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人（機構）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	「福島国際研究教育機構基本構想」において、東日本大震災復興特別会計終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることとしており、税制上の措置を講ずることにより、機構への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による機構の自己収入を増大させることで、財政運営を国費のみに依存することなく、研究開発等に必要な資金収入の拡充を図り、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【所得税】 機構への個人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として所得税控除を要望（所得税法第78条）。 【法人税】 機構への法人からの寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として損金算入の特例措置を要望（法人税法第37条）。 【相続税】 機構へ相続財産を贈与した場合は、特定公益増進法人に対する贈与として相続税の課税価格の計算の基礎への不算入を要望（租税特措法第70条第1項）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構による寄附金等の外部資金の獲得と、国の予算措置を一体的に実施し、研究開発等に必要な資金を確保することで、機構において、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。
	要望の措置の妥当性	機構は福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして研究開発等の業務を行うが、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できている極めて公共性の高い法人であり、機構に寄附を行う法人・個人に対して、税制上の優遇措置を受けられるよう要望することは妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—